

令和 3 年 9 月 24 日

近畿経済産業局地域開発室

地域未来投資促進法の基本計画（新規及び変更）に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。

近畿経済産業局管内では、京都府宇治市の基本計画（新規）及び奈良県の基本計画（変更）について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった2計画について同意しました。なお、同意した基本計画の概要は次頁を御参照下さい。

<新たに同意した基本計画>
京都府宇治市

<変更同意した基本計画>
奈良県

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7府県※、63 の基本計画に同意済みとなりました。（全国では255 の基本計画に同意済み）

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

京都府宇治市における基本計画の概要

計画のポイント

国道24号、京滋バイパス等の交通インフラを背景に、宇治市には製造業の大企業をはじめ、ニッチトップ型の中小製造業が多く立地しており、製造業が基幹産業となっている。また、ヒトとモノの流れを支える物流関連産業は、産業交流の基盤として、地域経済の活性化に重要な役割を担っている。

国道24号や京滋バイパス等の交通インフラ、大都市圏への近接性といった強みを生かし、成長ものづくりや物流関連産業等の事業者への集中支援を行うことにより、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくりだし、その効果を地域の多様な産業に大きく波及させ、地域経済の好循環を実現し、多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す。

促進区域

京都府宇治市

経済的効果の目標

1件あたりの平均4,892万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、促進区域で685百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

【地域の特性】宇治市の国道24号や京滋バイパス等の交通インフラ

【活用戦略】成長ものづくり

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- 付加価値増加分：4,892万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上：4%増加
- 雇用者数：4%増加
- 雇用者給与等支給額：4%増加

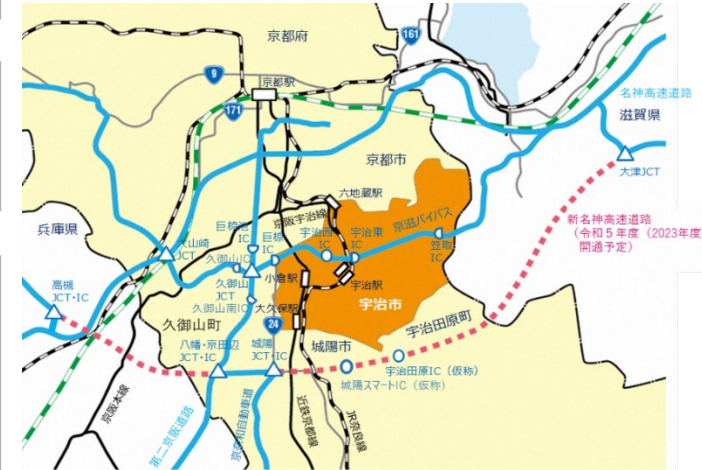
制度・事業環境の整備

企業誘致に係る優遇制度、インキュベート施設の提供等、京都府市町村企業誘致推進連絡会議、創業支援、展示会等の出展支援・人材育成に対する支援など

地域経済牽引支援機関

宇治商工会議所（宇治NEXT）、市内金融機関（京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫）、京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21

《促進区域図》



〈京都フェニックス・パーク〉



〈宇治ベンチャー企業育成工場〉

計画期間

計画同意の日（令和3年9月24日）から令和8年度末日まで

奈良県における基本計画の概要

計画のポイント

経済構造の中心である製造業については、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、関連産業も含めた生産性改革をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。農林水産業については、特産物の品質向上とブランド化をすすめ、流通、取引量の拡大、付加価値の一層の向上に取り組む。また、観光産業の育成に努めるとともに、寺社仏閣など高いポテンシャルを持つ観光資源をはじめ、高密度に整備された鉄道や道路インフラ等の地域資源を活用しながら、新たな付加価値を生み出す産業の創出を目指す。

促進区域

奈良県全域（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）

経済的効果の目標

1件あたり平均3,775万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を80件創出し、これらの事業が促進区域で1.63倍の波及効果を与え、促進区域で49.3億円の付加価値を創出することを目標とする。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）】

- ①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- ③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野
- ④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社
- ⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流
- ⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,775万円超

【要件3：以下の地域における経済的効果が見込まれること】

- ・売上：5%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の課税免除措置、融資制度の整備
- ・情報処理の促進のための環境整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・施設整備、人材育成・確保、技術支援、経営支援、周辺施策の活用及びインフラ整備

地域経済牽引支援機関

奈良県産業振興総合センター、(公財)奈良県地域産業振興センター

《促進区域図》



《特産物である柿・三輪素麺
京奈和自動車道と各工業団地、高山サイエンスタウン》



計画期間

計画同意の日（平成29年9月29日）から令和4年度末日まで